

平成17年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

公開します 市政情報 保護します 個人情報
毎年制度の運用状況をお知らせしています。平成17年度の運用状況は、次のとおりです。

問合せ 文書職員課 文書係

情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんから

の請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

● 市政情報の公開請求などの状況
平成17年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

| 区分 | 請求件数 | 決定内訳 | | | 不服申立て |
|---------|------|------|------|-----|-------|
| | | 全部公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 公開請求 | 13 | 12 | 0 | 1 | 0 |
| 任意的公開申出 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 合計 | 14 | 13 | 0 | 1 | 0 |

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

● 個人情報の開示請求などの状況
平成17年度の開示請求などの状況は、表2のとおりです。

| 区分 | 保有個人情報取扱事務 | 保有個人情報目的外利用件数 | 保有個人情報外部提供件数 | 決定内容 | |
|-------------|------------|---------------|--------------|--------------------|----------|
| | | | | 全部開示 | 一部開示 |
| 市長 | 286 | 114 | 36 | ▼ 全部開示4件 | ▼ 部分開示2件 |
| 教育委員会 | 79 | 10 | 7 | ▼ 非開示4件（4件とも文書不存在） | 不不服申立て0件 |
| 選挙管理委員会 | 2 | 2 | 0 | | |
| 監査委員会 | 1 | 0 | 0 | | |
| 農業委員会 | 1 | 1 | 0 | | |
| 固定資産評価審査委員会 | 1 | 0 | 0 | | |
| 議会 | 3 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 373 | 127 | 43 | | |

● 個人情報の開示請求などの状況
平成17年度の開示請求などの状況は、表2のとおりです。

● 情報公開審査会
この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりしました。

● 目的外利用と外部提供の届出状況
平成17年度の届出状況は、表2のとおりです。

● 個人情報保護審議会
この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取り扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

● 公開などの決定
この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・正・利用停止などを基本としていますので、市の内部ではかの目的に利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは、原則として禁止されています。

● 閲覧→無料
● 写しの交付や郵送→その作成などにかかる費用（住民票の写しの請求など、別に法

令などで手続が定められているものについては、この制度は適用されません。）

● 請求の方法

▼ 市政情報の公開、自己情

報の開示などの請求や相談

→本庁舎2階「情報公開・個

人情報保護コーナー」にお

越しください（電話などで

は請求できません。請求書

等は市のホームページから

ダウンロードできます）。

● 公開などの方法

▼ 市政情報の公開または自

己情報の開示→お知らせ

した日時に原本の閲覧ま

たは写しの交付により行

います（公開・開示する情

報によって、原本の写しを

閲覧していただく場合が

あります）。※自己情報の

開示にあたっては、本人で

あることを証明する書類（運

転免許証、健康保険証など）

が必要です。

● 方針を策定しました

東京都と多摩地域の28市

町は、共同で多摩地域にお

ける都市計画道路の整備方

針（第三次事業化計画）を策

定し、今後10年間で優先的

に整備すべき路線を選定し

ました。

また、優先整備路線以外

の区間にについて、都市計画

道路区域内の建築制限を

実施機関（市長、教育委員会

届出状況

● 保有個人情報取扱事務の

求はありませんでした。

● 費用

▼ 市政情報や自己情報の

正請求の内容が事実と合っ

た場合は、訂正請求及び利用停止請

求はありませんでした。

● 安全と おいしさづくり 水道水

水は、私たちの生活には

あります。

● おいでください 「水道な

んでも相談」コーナー

水道に対する皆さんの理

解を深めていただくなめ、節

水型蛇口コマの取替え実演

や、メーターコマの見方、給水装

置の展示など「水道」につい

てることを証明する書類も提示してください。

● 公開などの決定

この審議会は、個人情報保

護制度の運営について審議

したり、自己情報の非開示・

正・利用停止を請求がある

とを基本としていますので、

市内の内部ではかの目的に利

用（目的外利用）したり、市以

外のものに提供（外部提供）

したりすることは、原則とし

て禁止されています。

しかし、①法令などに定

めがある場合②あらかじめ

本人の同意を得ている場合

て禁制されています。

めがある場合②あらかじめ

本人の同意を得ている場合

て禁制されています。

● 制度を利用するには

▼ 請求の方法

▼ 市政情報の公開、自己情

報の開示などの請求や相談

→本庁舎2階「情報公開・個

人情報保護コーナー」にお

越しください（電話などで

は請求できません。請求書

等は市のホームページから

ダウンロードできます）。

● 公開などの方法

▼ 市政情報の公開または自

己情報の開示→お知らせ

した日時に原本の閲覧ま

たは写しの交付により行

います（公開・開示する情

報によって、原本の写しを

閲覧していただく場合が

あります）。※自己情報の

開示にあたっては、本人で

あることを証明する書類（運

転免許証、健康保険証など）

が必要です。

● 方針を策定しました

東京都と多摩地域の28市

町は、共同で多摩地域にお

ける都市計画道路の整備方

針（第三次事業化計画）を策

定し、今後10年間で優先的

に整備すべき路線を選定し

ました。

また、優先整備路線以外

の区間にについて、都市計画

道路区域内の建築制限を

実施機関（市長、教育委員会

届出状況

● 保有個人情報取扱事務の

求はありませんでした。

● 費用

▼ 市政情報や自己情報の

正請求の内容が事実と合っ

た場合は、訂正請求及び利用停止請

求はありませんでした。

● 安全と おいしさづくり 水道水

水は、私たちの生活には

あります。

● おいでください 「水道な

んでも相談」コーナー

水道に対する皆さんの理

解を深めていただくなめ、節